

平成 20 度 事 業 計 画

〔協会運営の基本的方針〕

1. 公益法人制度改革への対応

平成 20 年 1 2 月 1 日から施行されるいわゆる公益法人改革新法により、当協会は、平成 25 年 1 1 月 3 0 日までに一般社団法人または公益社団法人のいずれの法人となるかを決めなければならない。本年度は、その改革を進める初年度として、全国的な法人改革進捗の状況を見ながら当法人の選択すべき方向を模索する年度とする。このため、必要に応じ検討会を開き、新しい定款の試案を策定するものとする。

なお、公益法人制度改革の概要については、別添参照のこと。

2. 公益的事業の拡大

においの問題は、悪臭への苦情のみならず、かおり環境の創出・保全という面においても社会の関心をますます高めつつある。このような社会情勢の下、当協会としてもそのようなニーズに対応したより公益性の高い事業を進めることが必要である。そこで、平成 21 年度に一般家庭におけるにおい・かおり問題を対象とする講演会を開催することとし、そのための引当金として別紙予算書のとおり、「市民向けにおい講習会引当金」を計上する。

なお、この引当金は、市民向けにおい講習会開催以外の経費には使用しないものとする。

3. 協会事務所の移転

現在の協会事務所は事業の拡大ととのに手狭となり、資料の保管さえまならないのが現状である。このため、従来から資金の内部留保を心がけ内々に事務所移転計画を持っていたが、現在では、このために蓄えられた内部留保額が、公益法人の会計基準に照らし、過剰になっているとの指摘を受けている。そこで、今年度以降、事務所移転の計画を総会において承認された移転計画とし、毎年度そのための引当金として別紙予算書のとおり、「協会事務所移転引当金」を計上するものとする。

なお、この引当金は、協会事務所移転以外の経費には使用しないものとする。

4. 運営基盤の確立

従来から継続されている事項として会員増加に日々努力することはもとより、会員に対して魅力ある事業を展開するとともに各種事業の拡充を図るなど社会的ニーズにあった事業を積極的に展開していくこととする。

〔具体的実施事項〕

1. 運営関係

- 1) 平成 20 年度定期総会を平成 20 年 5 月 28 日（水）、きゅりあん（東京都）にて開催する。
- 2) 理事会および運営理事会を必要の都度開催し、協会の運営諸問題を審議する。

2. 機関誌の発行

機関誌「におい・かおり環境学会誌」を5月から隔月発行し会員に配布する。また、通巻200号を記念してアンケート調査等を実施する。(No.199号～204号 年6回)

3. 国家資格「臭気判定士」試験等の実施

臭気判定士試験等を以下のとおり実施する。

1) 臭気判定士試験

- ① 試験期日 平成20年11月15日(土)
- ② 場 所 東京都・愛知県・大阪府

2) 嗅覚検査

- ① 実施期間 平成20年4月から随時行う。
- ② 場 所 当協会または当協会が設置した嗅覚検査実施機関(41機関)

3) 臭気判定士免状の交付

- ① 実施期間 平成20年4月から随時行う。
- ② 場 所 当協会

4. 第21回におい・かおり環境学会の開催等

- 1) 実施日 平成20年6月5日(木) 東京工業大学 大岡山キャンパス
平成20年6月6日(金) //

- 2) 内 容 特別講演、一般口頭発表、ポスター発表、オーガナイズセッション、機器展示およびランチョンセミナーを行う。また、一般口頭発表、ポスター発表については参加者投票による優秀発表者表彰を行う。

5. 講習会・セミナー等の実施

1) 臭気対策セミナー

今年度は開催を1回とし、平成21年2月23日、24日の2日間、総評会館(東京)で開催する。

2) 臭気判定技術講習会

東京および大阪において各1回実施する(講義コース3日、実技コース1日)。なお、受講者の利便性向上の一環として、新たにe-ラーニングシステムを創設し、まずは分析統計概論を10月から4ヶ月間、運用試験を実施する。以後、運用試験結果を踏まえつつ順次各項目のe-ラーニング化の検討を行う。

3) 嗅覚測定法の精度管理(クロスチェック)と技能向上研修会

嗅覚測定法の測定精度維持・向上を図るため、今年度もクロスチェックを実施する。クロスチェックの結果については、平成21年1月16日に実施する技能向上研修会において解説する。なお、今年度も引き続き、技能向上研修会に計4回参加した方へ、優秀受講者証と図書贈呈券をお渡しする。また、クロスチェック参加者には参加証を交付する。

4) 臭気強度判定講習会

平成19年度に新たに設置された官能評価検討委員会における検討結果を踏まえ、本年度中に臭気強度判定講習会を開催する。

6. 臭気測定認定事業所の審査・登録

臭気測定認定事業所審査委員会において、嗅覚測定機関申請の新規登録および更新登録に関する技術審査・書類審査を実施する。また、臭気測定認定事業所の実地審査も順次実施する。

7. 脱臭ナビの管理・運営

Web上で公開している「ひと目でわかる『脱臭装置』選択ガイド」データベース、いわゆる「脱臭ナビ」について、技術委員会新技術開発部会において、新規登録または登録更新を行い、

データベース掲載装置の拡充を図る。また、本データベースをより多くの方に活用してもらえよう情報発信も併せて実施する。

8. 表彰事業

本年度も「功労賞」、「学術賞」、「技術賞」および「におい・かおり環境賞」の表彰を行う。

9. 臭気対策アドバイザー制度の運営

「臭気対策アドバイザー」制度の更なる普及活動をしつつ、良好なにおい環境の形成に寄与できるように事業の展開を図る。

10. 嗅覚測定に用いる器材推奨マーク制度

平成 18 年度より発足した本制度の健全な運用、発展を図るため、本年度はこれまでの実績を踏まえ、推奨マーク使用料の会員割引、推奨器材の抜打ち検査および普及用パンフレットの作成、配布などを行う。

11. 臭気判定士支援事業

企業、地方自治体および一般市民を対象とする各種イベント等にでき得る限り参画し、その中で積極的に臭気判定士制度の普及活動を行う。

12. ホームページの充実

ホームページの全面的な見直しを行い、質・量ともに充実を図る。また、英文による情報提供にも努める。

13. 国際交流委員会の充実

平成 16 年度に創設した「においの測定と対策に関するアジアネットワーク」によりアジア各国と今まで以上の意見交換ができるよう、ホームページ等での情報開示をしてきた。

今後は、近年、嗅覚を用いた測定法の I S O 化が取り沙汰されるなど一層の国際化に向けた取組みが求められているため、積極的に対応していくこととする。

14. 技術委員会の活性化

昨年度立ち上げた「室内におい部会」および「臭気対策等事例検索・検討部会」を中心に全体的な活性化を図る。

15. 引当金の計上

1) 市民向けにおい講習会引当金

平成 21 年度に一般家庭のにおい・かおり講習会を開催するための引当金として、本年度予算に「市民向けにおい講習会引当金」を計上するとともに講習会の開催準備に着手する。

2) 協会事務所移転引当金

平成 26 年度の協会事務所移転に備えるための引当金として、本年度予算に「協会事務所移転引当金」を計上する。

16. その他

下記委員会の活性化を図るとともに、協会の将来構想について継続して検討を進める。

No.	委員会名	No.	委員会名
1)	編集委員会	7)	臭気判定士試験問題確認委員会
2)	技術委員会（臭気対策アドバイザー部会等 7 部会）	8)	嗅覚検査委員会
3)	表彰委員会（功労賞選考部会等 4 部会）	9)	嗅覚測定法器材推奨審査委員会
4)	におい・かおり環境学会委員会	10)	官能評価検討委員会
5)	臭気測定認定事業所審査委員会	11)	国際交流委員会
6)	臭気判定士試験委員会		

平成20年度一般会計収支予算書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1. 入会金収入	200	正会員(4社)
2. 会費収入	25,998	
(1) 正会員	18,100	① 営利法人 181社 100,000円
	850	② 公益法人 17団体 50,000円
	3,936	③ 個人 492人 8,000円
(2) 公共会員	1,330	56団体(1種～4種)
(3) 学生会員	32	8人 4,000円
(4) 賛助会員	1,750	(法人)25社 70,000円
3. 事業収入	84,719	
(1) 学会参加費収入	1,797	参加費 220名
(2) 試験業務費収入	18,828	
1 試験受験手数料収入	12,600	臭気判定士試験手数料(700人) 18,000円
2 嗅覚受検手数料収入	4,680	嗅覚検査手数料(520人) 9,000円
3 免状更新手数料収入	1,548	免状交付手数料(新規250人・更新228人)
(3) 事業所認定業務費収入	2,200	第2種事業所認定20社(更新16社・新規4社)
(4) 講習会・セミナー参加費収入	20,900	技術講習会2回、セミナー2回、技能向上1回
(5) 機関誌等発行業務収入	4,000	広告等収入
(6) 出版収入	9,400	
(7) 委託及び請負収入	20,000	国、地方自治体など
(8) 臭気対策アドバイザー収入	2,544	試験手数料および調査業務請負収入
(9) 脱臭ナビ運営収入	1,750	
(10) 器材推奨制度収入	3,300	
4. 雑収入	700	
当期収入合計	111,617	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1.事業費	83,660	
(1) 人件費	23,206	
(2) 法定福利費	2,161	
(3) 諸謝金	8,500	
(4) 旅費交通費	10,500	
(5) 図書資料購入費	600	
(6) 消耗品費	12,870	
(7) 印刷製本費	9,147	
(8) 通信運搬費	2,922	
(9) 光熱水料費	377	
(10) 賃借料	8,863	
(11) 会議費	300	
(12) 租税公課	49	
(13) 委託費	1,500	
(14) 手数料	2,035	
(15) 雑役務費	250	
(16) 減価償却費	380	
2. 管理費	27,957	
(1) 人件費	14,935	
(2) 法定福利費	1,700	
(3) 諸謝金	280	
(4) 旅費交通費	2,079	
(5) 図書資料購入費	31	
(6) 消耗品費	1,005	
(7) 修繕費	8	
(8) 印刷製本費	32	
(9) 通信運搬費	481	
(10) 光熱水料費	251	
(11) 賃借料	3,242	
(12) 会議費	146	
(13) 租税公課	1,301	
(14) 負担金	230	
(15) 手数料	483	
(16) 雑役務費	1,500	
(17) 減価償却費	253	
当期支出合計	111,617	
当期収支差額	0	
当期繰越収支差額	39,120	
市民向けにおい講習会引当金	4,000	
協会事務所移転引当金	35,000	
事業外支出合計	39,000	
次期繰越収支差額	120	